

平成30年第4回加須市議会定例会追加提出議案の概要

提出日 平成30年12月12日(水)

1 提出議案件数

予算関係 1件
 条例関係 3件 計 4件

2 個別議案の概要

第121号議案 平成30年度加須市一般会計補正予算(第6号)

- (1) 今回補正予算額 ▲80,984千円
 (2) 補正後予算額 42,013,154千円
 (3) 補正予算の主な内容

(歳入)

- ア 国庫支出金 [ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金] ▲104,490千円
 イ 県支出金 [被災農業者向け経営体育成支援事業助成金] 6,918千円
 ウ 繰越金 ▲87,912千円
 エ 市債 104,500千円

(歳出)

- ア 議員人件費 644千円
 イ 職員人件費 ▲95,968千円
 (国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を踏まえた給与改定による増額 22,976千円
 人事異動等による減額 ▲118,944千円)
 ウ 農作物災害対策事業 14,340千円

(4) 地方債の補正

ア 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
幼稚園及び小中学校空調設備整備事業	2,059,900千円	2,164,400千円

第122号議案 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣旨 議会の議員の期末手当の額について改定すること。
 (2) 内容 【第1条による改正】
 ア 12月に支給する期末手当の支給割合を次のように改めること。
 「2.275月分」⇒「2.325月分」
 イ 公布の日から施行し、アによる改正後の規定は平成30年12月1日に遡って適用すること。
 ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条による改正】

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を次のように改めること（第1条のアによる改正後の内容を更に改正）。

6月期 「2. 125月分」⇒「2. 225月分」

12月期 「2. 325月分」⇒「2. 225月分」

イ 平成31年4月1日から施行すること。

.....
第123号議案 加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 市長、副市長及び教育長の期末手当の額について改定すること。

(2) 内 容 【第1条及び第3条による改正】

ア 12月に支給する期末手当の支給割合を次のように改めること。

「2. 275月分」⇒「2. 325月分」

イ 公布の日から施行し、アによる改正後の規定は平成30年12月1日に遡って適用すること。

ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条及び第4条による改正】

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を次のように改めること（第1条及び第3条のアによる改正後の内容を更に改正）。

6月期 「2. 125月分」⇒「2. 225月分」

12月期 「2. 325月分」⇒「2. 225月分」

イ 平成31年4月1日から施行すること。

.....
第124号議案 加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員の給与について所要の改正をすること。

(2) 内 容 【第1条による改正】

ア 医療職職員の初任給調整手当の上限額を次のように改めること。

「30万8,300円」⇒「30万8,600円」

イ 勤務1回当たりの日直手当の額を次のように改めること。

「4,200円」⇒「4,400円」

ウ 12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のように改めること。

(ア) 一般職職員 「0.90月分」⇒「0.95月分」

(イ) 再任用職員 「0.425月分」⇒「0.475月分」

エ 給料表を次のように改めること。

(ア) 行政職給料表 平均0.20%の引上げ

(イ) 医療職給料表 平均0.17%の引上げ

オ 公布の日から施行すること。ただし、ア、イ及びエによる改正後の規定は平成30年4月1日に、ウによる改正後の規定は同年12月1日に

遡って適用すること。

カ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

【第2条による改正】

ア 6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改めること。

(ア) 一般職職員

a 期末手当

6月期 「1. 225月分」⇒「1. 30月分」

12月期 「1. 375月分」⇒「1. 30月分」

b 勤勉手当 (第1条のウ (ア) による改正後の内容を更に改正)

6月期 「0. 90月分」⇒「0. 925月分」

12月期 「0. 95月分」⇒「0. 925月分」

(イ) 再任用職員

a 期末手当

6月期 「0. 65月分」⇒「0. 725月分」

12月期 「0. 80月分」⇒「0. 725月分」

b 勤勉手当 (第1条のウ (イ) による改正後の内容を更に改正)

6月期 「0. 425月分」⇒「0. 45月分」

12月期 「0. 475月分」⇒「0. 45月分」

イ 平成31年4月1日から施行すること。

.....